

令和5年 第3回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 令和5年10月3日(火)
 質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員
 答弁者 危機管理監、原子力安全対策担当局長、
 原子力安全対策課長、環境安全担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 泊原発の安全対策と避難計画等について</p> <p>(一) 避難行動要支援者について 泊原発の安全対策と避難計画等についてお聞きしていきます。 泊原発で原子力事故が発災した場合に備えて、道及び30キロ圏内の町村が作成している「原子力防災計画」において、入院患者や入所の障がい者、在宅の要介護者等をはじめとした避難計画も明記されています。はじめに、30キロ圏内の避難行動要支援者は何人と把握しているのか、お答えください。</p> <p>(二) 避難計画の実効性の検証について 昨年6月28日、我が会派の質問で、北海道は30キロ圏内全ての医療機関、社会福祉施設において避難計画を策定済みと答弁しています。同時に、各施設等が作成した避難計画の内容について北海道は把握していないとも答弁しています、この時ですね。各施設における避難計画の実効性について、点検検証は誰が担うのか、お答えください。</p> <p>【再質問】 これまで行ってこなかった避難計画を共有していると、今、答弁がありました。従前の姿勢から変わっている訳ですが、具体的にこれは何を共有しているのか。全施設等の避難計画そのものを現物により確認しているということで理解してよろしいのでしょうか、お答えください。</p> <p>(三) 避難所と屋内退避施設の役割の相違について 複合災害を想定し、社会福祉施設等のうち、地域防災計画で福祉避難所に指定されている施設が、原子力災害発災時は、屋内退避施設としての役割も兼ね備えることになると思います。一般的災害における福祉避難所と、原子力災害発災時における原子力防災計画上の屋内退避施設となっている社会福祉施設の位置づけと役割等の相違点はなにかお答え下さい。</p> <p>(四) 放射線防護施設と福祉避難所の併設施設数について 放射線防護施設の総数と、そのうち福祉避難所の併設は何か所になるのかお答え下さい。</p>	<p>(原子力安全対策課長) 避難行動要支援者についてであります。令和4年4月1日現在の、PAZ及びUPZ内の避難行動要支援者数は、7,916人となっております。</p> <p>(原子力安全対策課長) 医療機関などの避難計画についてであります。道の地域防災計画において、病院等医療機関や社会福祉施設等の管理者は、原子力災害時における患者や入所者などの避難計画を作成するものとしてしているところであり、道や町村と共有する仕組みになっていないものの、より実効性を高めるため、その提出を求め、町村と共有しております。 各施設においては、道及び関係町村が主催する原子力防災訓練に参加し、職員の役割を確認させるなどして、原子力災害時の入院患者や入所者の安全確保に努めるとともに、施設の運営体制等に変更があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととしております。</p> <p>(原子力安全対策課長) 計画についてであります。道では、医療機関や社会福祉施設から避難計画の提出を受け、当該計画を町村と共有しております。</p> <p>(原子力安全対策課長) 施設の位置づけについてであります。福祉避難所は、災害時に特に配慮が必要な方のために、一般の避難所とは別に、主として高齢者、障がい者、乳幼児や妊産婦、外国人などのうち、一般の避難所では生活に支障が生じることが想定される方々が滞在することを想定した避難所です。 屋内退避は、原子力災害発生時に、住民等が自宅などにとどまることであり、社会福祉施設においても、入所者が自らが入所する施設内にとどまることとなりますことから、屋内退避施設とは、自宅や入所者が入所している社会福祉施設のことを指します。</p> <p>(原子力安全対策課長) 放射線防護施設などについてであります。令和4年4月1日現在の放射線防護施設は、22施設となっております。このうち、福祉避難所とされる施設は、9施設と承知しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) 避難計画における要配慮者受け入れについて 原子力災害避難計画の中で屋内退避を位置づけられ、福祉避難所として要配慮者を受け入れる想定は、どの避難計画の、どこに反映されているのかお答えください。</p> <p>(六) 要配慮者受け入れにおける課題と対応、計画への反映について 要配慮者の受け入れについてなんですけど、実際の訓練では、どのように取り組まれているのでしょうか。また、訓練の中でいろいろ課題が出てくると思いますが、どのように対応し、計画にどのようにフィードバックをされてきたのかお答えください。</p> <p>【再質問】 要配慮者受け入れにおける課題について、対応手順の理解不足という回答がありましたけれども、現場の人たちの理解不足という表現はちょっと問題があるのかなと。理解不足に至っている現状の北海道自身の責任について、どのように考えますか。</p> <p>あってはいけない原発事故なので、しかも専門的な事柄も多いと思います。なので、なかなか理解を得るといことも難しいと思いますけれども、そこを住民の立場に立って説明を尽くしていくことを求めたいと思います。</p> <p>(七) 社会福祉施設の原子力防災訓練実施実数について 次の質問に行きます。先の一般質問で、複合災害を想定した在宅の要配慮者の受け入れや物資の輸送訓練を延べ20施設行ったと答えていましたけど、実数を教えてください。</p> <p>【再質問】 確認したいんですけど、要配慮者の訓練4カ所は、いずれも放射線防護施設でよろしいでしょうか。</p>	<p>(原子力安全対策課長) 福祉避難所についてであります、道の地域防災計画では、福祉避難所は、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者などの要配慮者が、安心して生活できる体制を整備した避難所を市町村が指定することとしております。</p> <p>例えば、一般災害が発生したのち、万が一原子力災害が発生した場合において、屋内退避を行う際には、当該福祉避難所に避難した要配慮者は、そのまま当該避難所にとどまることとなります。</p> <p>なお、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」では、福祉避難所における施設整備や、物資・器材、人材、移送手段の確保、運営体制の事前整備などが示されており、市町村は、福祉避難所の施設管理者等とあらかじめ調整、協議する必要があるとされているところです。</p> <p>(原子力安全対策課長) 原子力防災訓練についてであります、道と関係町村が実施している原子力防災訓練においては、防災関係者や地域の住民の方々のほか社会福祉施設や医療機関にも参加をいただきながら、避難訓練や屋内退避訓練の実施、物資の緊急輸送訓練、通信連絡訓練などを実施してきているところです。</p> <p>道では、訓練に参加をいただいた住民の皆様に対するアンケート調査や、参加機関に対する事後調査を行い、これまで対応手順の理解不足などの課題を把握したところであり、こうした課題も踏まえ、専門家の話を伺うなどしながら、訓練や研修の内容の見直しを行っているところです。</p> <p>(原子力安全対策課長) 訓練結果についてであります、訓練終了後に関係機関等に行った事後調査を基に得られた課題などについては、関係機関の皆様とも共有し検証してきたところであり、道としては、こうした課題も踏まえ、訓練や研修を積み重ね、防災対策の実効性を高めてまいります。</p> <p>(原子力安全対策課長) 訓練を行った施設数についてであります、これまで、社会福祉施設において、在宅の要配慮者の受け入れに係る訓練を実施したのは4施設、物資の緊急輸送に係る訓練を実施したのは7施設となっており、PAZ内の要配慮者は、特に初期段階での避難が必要との考えのもと、繰り返し訓練を行っているところです。</p> <p>(原子力安全対策課長) いずれも放射線防護施設となっております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【再質問】 屋内退避施設となっている社会福祉施設では、要配慮者の受入訓練を1カ所も行っていないということでしょうか。</p> <p>【再質問】 屋内退避施設となっている社会福祉施設で、要配慮者の受入訓練は1カ所やっているということでしょうか。</p> <p>放射線防護施設を除いて屋内退避できる施設の中で社会福祉施設があるんですが、そこで要配慮者の受入訓練をやっている場所は何カ所あったか聞いたんですけど、あとで確認して教えてください。</p> <p>(八) 社会福祉施設の原子力防災訓練の課題について ただいまの答弁で、複合災害を想定した社会福祉施設関係の原子力災害訓練というのは、物資補給で7カ所、要支援者の受け入れ訓練は4カ所ということで、両方でも1割に満たないことがわかりました。社会福祉施設は、職員体制がぎりぎりの中で日々業務を行っていますから、その中で、原子力防災計画の策定自体が、大きな負担となっていると現場の方から聞いてきました。施設利用者も参加する訓練を、全施設で機械的に実施できるというものでもなく、実際に訓練を行うということは、極めて厳しい状況だというふうに感じています。参加が広がらない理由について、北海道はどのように考えているか、お答えください。</p> <p>やはり避難訓練を行うことのハードルがかなり高いと思いますが、泊原発が止まっても事故の確率はゼロではありませんので、避難訓練を実施できるような支援をお願いしたいと思うのですけれども。</p> <p>(九) 併置の場合の対応について ある社会福祉法人が策定した「原子力災害対応マニュアル」には、福祉避難所に避難する要配慮者の受入方法について、記載されていなかった。原子力災害避難計画では、避難に必要な車両数や必要人員数まで記載されていますが、それは施設利用者に対応した計画です。福祉避難所と退避施設の併置となっている社会福祉施設等に避難する要支援者が具体的に把握されていないのでは、実際に、どのような車両が、何台必要で、どのような職種の要員が何人必要か、北海道があらかじめ想定し、北海道の責任において準備するものと考えますけれども、見解を伺います。</p>	<p>(原子力安全対策課長) 放射線防護施設での受入訓練につきましては、1カ所で行っております。</p> <p>(原子力安全対策課長) 屋内退避をできる施設についてお答えします。屋内退避をできる施設では4施設となっております。</p> <p>(原子力安全対策課長) 訓練への参加などについてであります。昨年度実施した原子力防災総合訓練に参加いただいた病院等医療関係機関や社会福祉施設等の数は、30キロメートル圏外への避難訓練を行った施設が、2施設、屋内退避訓練を行った施設が、97施設、通信連絡訓練を行った施設が、84施設あったところです。</p> <p>屋内退避や通信連絡の訓練には多くの施設に参加いただいていると考えておりますが、避難訓練に関しては施設側の実施負担なども考慮しつつ、今後とも訓練への参加を促すとともに、社会福祉施設等の民間事業者を対象とした研修、地域住民の方々への学習会等を継続的に実施するなど、様々な取組を通じて、原子力防災に関する理解促進や、体制の構築に努めてまいります。</p> <p>(原子力安全対策課長) 要配慮者の把握などについてであります。福祉避難所は、想定収容人数を定めた上で、市町村により指定されており、また、国のガイドラインでは、市町村は、平時から、受入対象者の現状等を把握することとされていることから、原子力災害発生時に避難が必要となった場合においても、こうした情報を活用し、対応することが基本となります。</p> <p>複合災害時において、福祉避難所で実際に受け入れる要配慮者の広域避難については、避難バスに乗車可能な方は、バスにより行っていただくとともに、各施設及び町村が保有する車両等のほか、福祉車両を保有する運送業者などによる支援を受けることを基本とし、さらには、状況に応じて、自衛隊などの実動機関の支援を受けるなどして、対応することとなりますが、引き続き、円滑かつ迅速な避難が行えるよう不断の見直しに取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(十) 災害備蓄について</p> <p>一般災害時における福祉避難所の備蓄物資ですけれども、各自治体において調達するものと承知していますが、原子力防災は国と道の責任による広域的対策が求められ、自治体ごとに対応に差が生じてはならないというふうに考えます。30km圏内の社会福祉施設のうち、3日間の備蓄が義務付けられている放射線防護施設は何か所でしょうか。防護施設ではなくても、屋内退避を行う社会福祉施設等は、何か所でしょうか。そのうち、屋内退避に備えて備蓄を避難計画に明記しているのは何か所で、その備蓄状況はどのようになっているのか、お答えください。</p> <p>【再質問】</p> <p>原発災害の場合は、屋内退避を計画に掲げていますけれども、防護施設以外の社会福祉施設の屋内退避の前提となる食糧確保についてですね、責任ある取り決めがないのではないかと思います。屋内退避を想定している、社会福祉施設の備蓄状況を把握していないということでもいいのか、ということなんですけれども、計画を内容を精査してバージョンアップしていくという意味で、町村に対応を丸投げするのではなくて、道として計画をしっかり把握し、責任を持って備蓄できるようにすべきではないかと思いますが、見解を伺います。</p> <p>胆振東部地震の時に、コンビニでバナナしか並ばなかったとか、いろんなことがありまして、各市町村でも備蓄についてはその後見直されてバージョンアップされてきておりますけれども、各町村でやればよいということではなくて、そこにも北海道が責任を持っていく必要があるかなと、重ねてお願いしておきます。</p> <p>(十一) 現状の課題の是正について</p> <p>次の質問ですが、これは社会福祉施設だけの問題ではなくて、現場の苦勞に寄り添って対応してこなかった北海道に大きな問題があるというふうに思いますけれども、現状をどういうふうに是正していくのかお考えをお聞きしたいんですけれども、お願いします。</p>	<p>(原子力安全対策課長)</p> <p>災害備蓄についてであります、PAZ及びUPZ内の社会福祉施設69施設のうち、備蓄が義務付けられている放射線防護施設は12施設であり、収容可能者数の3日分の食料及び生活物資等を備蓄しております。</p> <p>備蓄の義務付けがない放射線防護施設以外の57施設における備蓄状況等は、把握していないところでありますが、政府の原子力防災会議で了承された「泊地域の緊急時対応」においては、緊急時に備え、関係町村では、食料及び生活物資等の備蓄を実施することとされているところです。</p> <p>また、万が一不足等が生じる場合は、道が調整を行い、道内市町村や民間事業者等の協力を得て、食料等を融通・供給することとしているほか、国からの物資を集積する拠点地域や一時集結拠点を設定し、地域のニーズや状況等を踏まえて物資を供給することとしております。</p> <p>(原子力安全対策課長)</p> <p>備蓄などについてであります、放射線防護施設以外の社会福祉施設については、備蓄の義務付けがないことから、その状況等は把握していないところでありますが、「泊地域の緊急時対応」においては、関係町村が、食料や生活物資等の備蓄を実施することとされており、不足等が生じる場合は、道が調整を行い、道内市町村や民間事業者等のほか、国からの物資を供給することとしているところであり、万が一の際には、こうした物資が活用されることとなります。</p> <p>(原子力安全対策担当局長)</p> <p>社会福祉施設等の防災対策についてでございますが、病院等の医療機関や社会福祉施設などにつきましては、道及び関係町村と連携をし、調整を図った上で、避難計画を作成してきたところであり、避難先や避難手段の確保などにつきましては、施設や関係町村だけで対応できない場合におきましては、道が関係機関と連携をし、必要な支援を行ってきたところでございます。</p> <p>原子力災害時におきまして、屋内退避や避難など、防護措置を確実にを行うためには、計画の策定だけではなく、訓練への参加や、各種防災に関する知識の普及・啓発などにより、理解を深めていただくことが大変重要でございます。</p> <p>道としましては、これまでも、研修の場で社会福祉施設から防災対策等に関する話を伺う場面を設けるなどしてきたところでございますが、今後とも、関係町村と連携をし、施設等の方々の声も丁寧にお伺いしながら訓練や普及・啓発に継続的に取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(十二) 道としての対応強化について 社会福祉施設等における避難計画について北海道は把握してないと、自治体任せになっているという態度はやはり問題だと我が会派は以前から指摘してまいりました。今回ですね、より具体的な対応について十分に詰め切れていないという課題がまだあるということが明らかになりました。</p> <p>現状のまま放置すれば、万が一ですね、原発事故発災時にマニュアルに書いていないことが次々と起こり、これは臨機応変どころではない状況に追い込まれるのではないかというふうに思います。実態把握を北海道として行き、町村や施設等と緊密に連携して対策の強化を図るべきではないでしょうか、お考えをお聞かせください。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>	<p>(危機管理監) 原子力防災対策についてでございますが、社会福祉施設等の避難計画につきましては、町村の地域防災計画との整合性を図る観点から、施設が立地する各町村において計画の把握や確認などを行うこととしておりまして、道では、こうした取り組みに当たっては、町村とも連携しながら、実施をしてきたところでございます。</p> <p>原子力防災対策は、防災計画や避難計画の策定をもって完了するものではなく、原子力災害時におきまして、計画に基づく屋内退避や避難などの防護措置を確実に行えるよう、不断に取り組んでいくことが重要でございます。</p> <p>道といたしましては、これまでも機会を捉え、社会福祉施設の方々の声を伺うよう努めてきたところでございますが、今後とも、関係町村と連携して、施設の方々への避難訓練の実施や各種研修会へ参加いただくことを通じまして、課題を整理・分析し、今後の防災対策に活かすなど、原子力防災対策に終わりはないとの認識のもと、その充実・強化に不断に取り組んでまいります。</p>
<p>(十三) 旧防潮堤の安全性に関わる協議について 次の質問です。泊原発旧防潮堤について、北電が自主的な取り組みとして設置したと一般質問で答弁していますが、安全性について、国や道と何の協議もなく防潮堤を設置したのか、お答えください。</p>	<p>(環境安全担当課長) 泊発電所の防潮堤についてであります。平成26年12月に北電が設置した防潮堤は、北電の自主的な緊急安全対策の一環として、福島第一原発事故を踏まえ、海拔15メートルの津波が泊発電所に来たとしても、敷地への浸水を防ぐことができるよう設置したものであります。</p> <p>なお、北電は、その実施内容について、当時「発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価」、いわゆるストレステストの1次評価の報告書において、国に対し事前に報告しているところでございます。</p>
<p>(十四) 基準津波の決定と新防潮堤の設置基準等について 一連の北電の工事費は道民の電気料金から賄われております。わずかの間に莫大な金額が支出されていることとなります。北電の資料によると、新たに建設される防潮堤の設計方針について「安全性をより一層高める観点から、岩着支持構造による防潮堤に変更することとしている」とあります。基準津波の決定の見通しと、新たな防潮堤の設置基準の関係を説明してください。</p>	<p>(環境安全担当課長) 防潮堤の設計方針などについてであります。基準津波については、現在、原子力規制委員会における審査が継続中であり、その見通しを申し上げる状況にはございません。</p> <p>防潮堤の設計方針に関する審査につきましては、基準地震動、基準津波の審査を踏まえ、行われるものと承知しております。</p>
<p>(十五) 基準津波の審査状況について 新規基準では、想定される津波のうち、もっとも規模が大きいものを「基準津波」として策定し、その津波が敷地へ流入しないように防潮堤を設置するなど、安全上重要な施設への浸水防止の強化が求められています。新規基準適合性審査では、泊原発の「耐津波設計方針に関する審査」はどのような進捗状況かお答えください。</p>	<p>(環境安全担当課長) 津波対策に関する審査についてであります。規制委員会が求める耐津波設計方針に関する審査は、基準津波に対して、津波の敷地への流入や、漏水による安全機能への影響などによって、重要な安全機能を有する施設が、その機能を損なわない設計であることが要求されております。</p> <p>現在、基準津波の審査とあわせて、想定される津波の設定の考え方や防潮堤の耐津波に関する審査がなされているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(十六) 新防潮堤の安全性について 旧防潮堤の設置は何ら安全性に寄与することなく、撤去されてしまいました。このようなことが繰り返されてはならないと思えますけれども、新防潮堤の安全性の確認はいつ、どのように、誰が判断していくのか。また、北海道はその際、北電の示す対策について、北電と協議を行うことになるのかお答えください。</p> <p>(十七) 津波対策の現状と安全対策について 旧防潮堤が撤去され、津波対策がノーガードのまま、今も泊原発には、981体の使用済燃料が保管されています。津波対策が強化されていない現状の、津波災害による被害想定と対策というのは、どう考えられ、対策が取られているのかお答えください。</p> <p>(十八) 原子力専門有識者会合の役割と開催状況について 原子力発電に関し、専門的かつ難解な用語も多い中で、道は道民に対して分かりやすく情報提供を行う必要があるとして、原子力専門有識者会合を設置しています。この有識者会合の役割を改めてお聞きするとともに、これまで、いつ、何回開催され、どのようなテーマを道民に分かりやすく伝えてきたのか、実績を併せてお示しください。</p> <p>(十九) 原子力専門有識者会合の説明について 適合審査で、泊原発の基準地震動が693ガルに変更されました、これがどのような意味を持つのか。また、巨額な費用をかけた旧防潮堤がなぜ撤去され、基準津波が審査に合格するまで、強化されるべき津波対策がないままとなりますが、その間の安全対策はどうあるべきかなど、問題が山積しています。12年近くにわたって、稼働していない泊原発ですが、原子力事故の可能性は常にあります。原発避難に関心を高めるためにも、高い専門的知見を有する有識者から、わかりやすく現状を説明していただく必要がある時期ではないかというふうに思いますが見解をお聞かせください。</p>	<p>(環境安全担当課長) 泊発電所の安全対策についてであります。原発の安全性の確保に当たっては、規制責任を担う規制委員会において、最新の知見を反映した新規制基準に基づき、審査・確認が行われるものとなっております。 現在、防潮堤などの津波に対する安全対策も含め、規制委において審査が継続しているところでございます。</p> <p>(環境安全担当課長) 津波対策の現状と安全対策についてであります。北電においては、現時点の津波対策として、水密扉による建屋への浸水防止のほか、使用済み燃料については、津波の影響を受けない海拔31メートル以上にある燃料ピットでの保管や多様な冷却手段の確保といった必要な措置を講じている旨、公表しているところであります。 なお、北電が、保安規定に基づき、津波への安全対策を適切に実施していることについて、原子力規制庁においても、確認しているものと承知しております。</p> <p>(原子力安全対策担当局長) 原子力専門有識者会合についてであります。原発の安全性につきましては、規制責任を担う国と保安責任を負う事業者が責任をもって説明すべきものと考えておりますが、道としても、安全対策や審査状況等についての確に把握し、道民に対し、わかりやすい情報提供を行うことを目的に、「原子力専門有識者会合」を開催しているところでございます。 このため、専門有識者には、地質や地震・津波、原子炉などの各分野に関し、道や他の自治体が審議会の委員等に委嘱している実績のある有識者の中から選任しており、専門的・技術的な見地から、助言をいただくこととしております。 新規制基準の適合性審査が続く中、これまでこの会合を3回開催し、規制庁からの「新規制基準の概要」や、北電からの「審査で指摘されている課題への対応状況」、「敷地の地質・地質構造」などに関する説明の内容につきまして、有識者の助言を受けながら確認するとともに、北電に、道民の皆様によりわかりやすい表現となるよう改善し、情報提供するよう求めたほか、道におきましても、議事録や主な質疑応答をとりまとめ、道民に対し、ホームページにて、公開しているところでございます。</p> <p>(危機管理監) 有識者会合の開催についてでございます。道では、有識者会合につきましては、審査の進展に応じまして、一定の方向性が確認された場合、適宜、開催することとしているところでございます。 泊発電所につきましては、現在、地震・津波などの自然災害や、プラント施設につきまして引き続き、審査が行われているところでございまして、道といたしましては、こうした原発の安全対策につきましては、内容が専門的で難解な用語も多く、道民の皆様によりわかりにくい面もありますことから、今後、審査の進展状況などを踏まえ、適宜、有識者会合を開催するなどしながら、道民の皆様に対し、より丁寧でわかりやすい情報提供に取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>今答弁いただきましたけれども、知事に直接伺いたいと思いますので、委員長のお取り計らいをよろしく願います。</p>	